

## 地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱(案)

### 1 目的

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター等(以下「センター等」という。)のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。ただし、市区町村は事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる事業所等に委託することができる。

### 3 事業内容

事業の内容は下記に掲げる各事業とするが、このうち「基本事業」についてはすべての市区町村で実施する事業であり、「選択事業」は基本事業を実施することを前提に実施する事業とする。

#### (1) 地域包括支援センター等機能強化事業

##### a 基本事業

##### (a) 地域包括支援ネットワーク強化推進事業

##### ① 地域コーディネート推進事業

センター等において、介護保険サービスに関する情報はもとより、配食サービスや見守り活動などの介護保険外サービスや暮らしの基礎となる有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等の住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要なサービス情報を収集し、センター内や市区町村、地域のケアマネジャー、さらには地域住民へ情報を発信していく担当者(以下「地域コーディネーター(仮称)」という。)を配置することにより、

(i) 情報の収集・発信活動を通じてサービス事業所等との関係を構築(地域包括支援ネットワーク構築のきっかけ作り)あるいは地域におけるセンター等の認知度向上

(ii) 総合相談支援やケアマネジメントにおける介護保険外サービス等の活用を促進

等を図る。

② 地域活動ネットワーク構築事業

NPO等の地域活動の主体等が参加するネットワークづくりのための会議を開催すること等により、NPO等の活動内容、抱える課題の共有あるいは今後の地域活動の方向性を検討していくことで、既存の活動主体の側面的な支援や新たな介護保険外サービスとの連携を図る。

③ 地域力向上事業

地域コーディネーター（仮称）が各種専門職と連携した上で、地域包括ケアに関する勉強会や各種講座等を地域で開催することにより、地域住民等への地域活動への働きかけを行い、地域包括ケアの理解を進める。

(b) 地域包括支援センター等広域連携事業

本事業を実施している市区町村及び当該市区町村内のセンター等、及び近隣の市区町村及び当該市区町村内のセンター等により構成されるセンター連絡会議を設置し、事業の実施状況の他、専門職の業務実態や市町村による支援の状況といった各センター等の運営に関する情報交換、地域包括ケアの実現を目指した先進的な取組を行っているセンター等に関する情報共有等を行うことにより、センター等の現状を把握し、課題を認識した上で、今後のセンター等の方向性を検討する。なお、実施主体の市区町村が近隣の市区町村（例えば、各都道府県が策定している介護保険支援計画において設定している圏域を構成する市区町村など）を纏める形で実施する。

(c) 地域の実情に応じた事業

センター等のコーディネートにより、NPO等の地域の様々な社会資源を活用しながら、連携を強化し、個々の地域の課題に応じた事業を実施する。

b 選択事業

・ IT化推進事業

利用者に関する情報を一元化し、市区町村とセンター等の間でオンラインで結ぶ情報ネットワークの構築や情報マップ作成ソフトによる支援機関を掲載したマップの作成等、相談支援の場面におけるタイムリーな対応やセンター等の

職員の情報収集に係る手間を軽減するための、センター等のIT化を推進する事業を実施する。

#### 4 事業実施上の留意点

本事業は、実施主体である市区町村が、地域の実情に応じて事業を実施するものであることから、「3 事業内容」に掲げる各事業について、各実施主体の創意工夫により効果的・効率的に実施していくものとする。

なお、今後の全国的な地域包括ケア推進の検討に資するため、事業の実施主体である市区町村が責任をもって事業の効果等の検証を行い、3（1）bにより実施するセンター連絡会議や、国において実施する会議等で報告を行うこととする。